

中島海岸及び津谷川災害復旧事業に関する検討会設置要綱

(趣旨)

第1 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、本県では、死者約1万人、行方不明者約1,300人、住宅被害約46万棟に上る被害をもたらした。また、本県沿岸部においては、海岸保全施設や河川堤防、防潮水門などの公共土木施設が壊滅的な被害を受けたほか、地震による広域地盤沈降の影響もあり洪水や高潮に対する安全度が著しく低下している状況である。

気仙沼市の中島海岸では、20mを超える津波が来襲し、汀線が約200m後退するとともに最大約5mの洗掘を受け、海岸付近の地形が大きく変化した。また、海岸に接続する津谷川においては、約4km上流まで津波が遡上し、多くの家屋や病院が被災した。

このため、県では、国が策定した基準に基づき「頻度の高い津波」に対応する堤防高を設定し、河川及び海岸堤防の災害復旧を行い、洪水や高潮及び津波に対する安全度を確保することとしている。

一方、災害復旧事業における景観や環境への配慮も必要なことから、地元住民が主体となる検討ワーキングを設置し、住民意見を事業内容に反映させることとしているが、専門的な評価や事業実施に向けたアドバイス等が必要となることから「中島海岸及び津谷川災害復旧事業に関する検討会」を設置するものである。

(所掌事項)

第2 検討会は、次に掲げる事項について所掌するものとする。

- (1) 河川・海岸災害復旧事業に係る景観及び環境対策に関すること
- (2) 関連事業（保安林、海水浴場施設整備等）に関すること
- (3) その他検討ワーキングにおいて必要と認められた事項

(組織)

第3 検討会は別表に掲げる座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。

(会議)

第4 検討会は、事務局が招集し、座長が議事を進行する。

- 2 座長は必要と認める時、委員以外の者の発言を許すことが出来る。

(事務局)

第5 検討会の事務局は、宮城県気仙沼土木事務所に置き、検討会の庶務を行う。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

宮城県津波浸水想定の設定に関する検討会名簿

役職名	所 属	氏 名	専 門	備 考
委員	東北大学災害科学国際研究所 所長	今村 文彦	津波	
委員	東北学院大学 教養学部 教授	平吹 喜彦	植物群落	
委員	東北大学災害科学国際研究所 准教授	平野 勝也	景観	
委員	東北大学大学院生命科学研究科 助教	鈴木 孝男	底生生物	
委員	仙台市科学館	高取 知男	魚類	
委員	小泉地区振興会長		住民代表	
委員	小泉地区振興会長		住民代表	
委員	小泉地区振興会長		住民代表	
委員	気仙沼市役所 本吉総合支所長	高橋 博明	行政	
委員	気仙沼土木事務所 所長	佐藤 達也	行政	
事務局	気仙沼土木事務所	千葉 衛		
	気仙沼土木事務所	鈴木 善友		
	気仙沼地方振興事務所農林振興部			
	気仙沼市役所	木村 嘉雄		
	気仙沼市役所	菅原 惣一		
	土木部河川課	及川 郁男		